TOKIO MARINE NICHIDO

2015年12月1日 以降始期用

海外旅行保険

ワーキング・ホリデー/ 学 用

ワーキング・ホリデー/留学用」のパンフレットです。



プランの 選び方

P. 3

滞在先は?

ホテル・ ユースホステル

アパート (借家)・ 寮・ホームステイ P. 4

P. 5

ワーキング・ホリデーとは

海外で一定期間の休暇を過ごす活動とその間の滞在 費を補うための就労を二国間で相互に認める制度を いいます。



勉学、研修および技術修得を目的として海外に滞在することをいいます。

東京海上日動の海外旅行保険について(保険の概要)

海外旅行保険には、大きく分けて4つの補償があります。

(保険金をお支払いする主な場合、保険金のお支払い額、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、本パンフレットP.10~14をご確認ください。

①ご自身のケガや病気に関する補償

旅先でのケガや病気が原因で 亡くなってしまった場合

ケガを原因とする死亡の場合は

お支払いする 保険金の種類

傷害死亡保険金

病気を原因とする死亡の場合は

疾病死亡保険金



旅先でのケガが原因で 後遺障害が生じてしまった場合

傷害後遺障害保険金



旅先で旅行前にかかっていた 病気の症状が急激に悪化*1 して治療が必要になった場合

31日まで

お支払いする 保険金の種類

保険期間

治療·救援費用保険金

旅先でのケガや病気が原因で 治療が必要になった場合

お支払いする 保険全の海蜇 治療・救援費用保険金





ケガや病気で継続して3日以上の入院。 家族に駆けつけてもらうことになった場合

お支払いする
お支払いする
治療・救援費用保険金の種類







海外旅行開始前に渡航先での診察が予約さ れていた場合等、保険金お支払いの対象とならない場合があります。本パンフレットP.13~ 14もあわせてご確認ください。

*1 症状の急激な悪化とは?

海外旅行中に生じることについて被保険者(保険の対象となる方)があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状 の変化をいいます。

*2 保険期間31日までのご契約で「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約」がセットされているご契約の場合にお支払いの対象となります。本特約の保 険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分・救援費用部分合計で300万円が限度となります(治療・救援費用保険金額300万円超の場合)。 なお、旅行日程が延長となり、31日超の保険期間に期間延長される場合、延長された期間については本特約をセットすることはできません。

②他人にケガ等をさせてしまったときの補償

人にケガをさせて しまった場合

お支払いする 保険金の種類

賠償責任保険金



ホテルの部屋を 水浸しにしてしまった場合

お支払いする 賠償責任保険金



他人の物を壊して しまった場合

お支払いする 保険金の種類

賠償責任保険金





③持ち物に関する補償

デジタルカメラ等を落として

旅先で盗難にあい盗まれた ものが出てこなかった場合

携行品損害保険金





壊してしまった場合



※本パンフレットP.11~12もあわせてご確認ください。

- *3 携行品(パスポートを含みます。)の置き忘れ または紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難 を含みます。)による損害については保険金 をお支払いできません。
- *4 携行品1個、1組または1対あたり10万円 (乗車券等は合計5万円)がお支払いの限 度となります。
- *5 携行品の盗難、強盗、航空会社等に預けた手 荷物の不着による損害については、保険期間を通じて30万円がお支払いの限度となる場合 があります(保険金額30万円超の場合)。

④その他の費用に関する補償

航空会社に預けた 手荷物が出てこなくて、 身の回りの品を買った場合*6

お支払いする 保険金の種類

保険期間 31日まて

偶然事故対応費用保険金

*7

*8

保険期間 32日以上

航空機寄託手荷物保険金



航空機の出発が遅れ、 ホテル代や食事代等を 負担した場合

31日まで

お支払いする

保険金の種類

保険期間

偶然事故対応費用保険金

*7

*9

*7

*3*4*5

保険期間 32日以上

航空機遅延保険金



*6 身の回り品購入費については、搭乗した航 空機の到着後6時間以内に航空会社に預 けた手荷物が目的地に届かなかった場合で、 航空機到着後96時間以内にご負担された 費用がお支払いの対象となります

※本パンフレットP.13~14もあわせてご確認くだ

- *7 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関 または旅行会社により発生が証明される予 期せぬ偶然な事故によって下記費用をご負 担された場合が対象となります。
 - ①交通費 ②宿泊施設の客室料 際電話料等通信費 ④渡航手続費
 - ⑤渡航先での各種サービス取消料等 ⑥食事代 ⑦身の回り品購入費
- *8 「寄託手荷物遅延等費用保険金」を指しま
- 「出発遅延·欠航·搭乗不能費用保険金」 および「乗継遅延費用保険金」を指します。

列車の車両故障で、急きょ 空港までタクシーを使った場合

お支払いする 保険金の種類 31日まで

保険期間

偶然事故対応費用保険金



熱がでてオプショナルツアーを キャンセルした場合

お支払いする 保険金の種類

保険期間 31日まで

偶然事故対応費用保険金



〈海外渡航期間が3か月超のお客様向け〉 補償を追加するオプション

配偶者が危篤で、旅行中に 急きょ一時帰国した場合

お支払いする 保険金の種類

さい。

緊急一時帰国費用保険金



アパート(借家)・寮・ホームステイ(保険期間32日以上)向けオプション

お店の商品を壊したり、 アパートの部屋を水浸し にした場合

お支払いする 保険金の種類



アパート内の家財を盗ま れたり、カメラを落として 壊した場合

お支払いする 保険金の種類



留学生の扶養者が事故 により死亡されたり、重 度後遺障害となった場合

留学継続費用保険金

保険金の種類(旅行目的が「留学」の場合のみ)







契約金額と保険料/お申込にあたっての注意

ご契約の際のご注意
●保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行(海外への留学またはワーキング・ホリデー)の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの ●保険期間は保険のと契約期間がは、海外が10分割学またはゲーキング・ホゲゲーの目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。
なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者(保険の対象となる方)が居住している戸室内をいいます。また、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
●保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの旅行」の保険期間は「8日まで」、「6月1日より8月10日までの旅行」の保険期間は「3か月まで」となります。

「治療・救援費用保険金額無制限タイプ」のご注意

治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生涯補償するもので はありません。また、費用の種類によっては、下表の支払限度額(「無制限」を含みます。)とは別の限度額等が設けられているものもあります。本パンフレットP.11 ~ 12もあわせてご確認ください。

			69歳以下									7	O歳以上 [*]	k1	
	契約タイプ					オスス	×		15歳未満	į	オススメ				
			A6	A5	A4	ÁЗ	A2	СЗ	C2	B2	ЕЗ	E2	F4	F3	F2
/ □	傷害死I	-	1億円	7,500万円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	_	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	_	1,000万円
除除	傷害後遺障器	書	1億円	7,500万円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	5,000万円	5,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円
保険金額	治療·救援費用	Ħ		無制限		無制限	無制限	無制	小限	3,000万円	無制限	無制限	無制	小限	3,000万円
額	応急治療·救援費用	*2	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円						
ご契	疾病死[_	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円		1,000万円	500万円		_	_	_
(ご契約金額		Ŧ	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円						
額	携行品損害	-	30万円	30万円	30万円	20万円	20万円	30万円	30万円	10万円	30万円	20万円	20万円	20万円	10万円
	偶然事故対応費	Ħ	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円						
	保険期間1日まで		6,060円	5,090円	4,110円	3,280円	2,890円	2,990円	2,320円	2,220円	4,400円	3,390円	2,830円	2,550円	2,310円
	2日まで		7,020円	6,030円	5,020円	4,150円	3,750円	3,860円	3,180円	2,900円	5,550円	4,500円	3,920円	3,630円	3,200円
	3日まで		7,800円	6,810円	5,800円	4,910円	4,510円	4,640円	3,950円	3,500円	6,550円	5,480円	4,900円	4,610円	4,010円
	4日まで		8,580円	7,560円	6,530円	5,610円	5,200円	5,330円	4,630円	4,040円	7,460円	6,360円	5,760円	5,460円	4,720円
	5日まで		9,490円	8,440円	7,390円	6,410円	5,990円	6,190円	5,450円	4,660円	8,510円	7,330円	6,730円	6,430円	5,500円
	6日まで		10,560円	9,440円	8,310円	7,240円	6,790円	7,030円	6,250円	5,280円	9,620円	8,340円	7,700円	7,380円	6,280円
	7日まで		11,440円	10,270円	9,090円	7,960円	7,490円	7,730円	6,920円	5,820円	10,560円	9,210円	8,530円	8,190円	6,970円
払	8日まで		12,490円	11,320円	10,140円	8,990円	8,520円	8,780円	7,970円	6,650円	11,560円	10,190円	9,510円	9,170円	7,770円
い込	9日まで	フヾ	13,190円	12,000円	10,790円	9,600円	9,120円	9,390円	8,560円	7,110円	12,330円	10,920円	10,220円	9,870円	8,350円
かみ	10日まで	Ù	13,890円	12,670円	11,440円	10,220円	9,730円	10,040円	9,200円	7,600円	13,110円	11,660円	10,960円	10,610円	8,950円
Ü	11日まで	プ	14,710円	13,420円	12,110円	10,810円	10,290円	10,630円	9,770円	8,020円	14,000円	12,470円	11,730円	11,360円	9,570円
た	12日まで		15,430円	14,110円	12,780円	11,440円	10,910円	11,260円	10,380円	8,520円	14,770円	13,200円	12,440円	12,060円	10,170円
だ	13日まで	ケークー	16,200円	14,830円	13,450円	12,050円	11,500円	11,890円	11,000円	8,980円	15,610円	14,000円	13,220円	12,830円	10,820円
く保	14日まで		16,850円	15,430円	14,000円	12,550円	11,980円	12,360円	11,440円	9,350円	16,390円	14,720円	13,900円	13,490円	11,380円
保険	15日まで 作	4	17,390円	15,940円	14,490円	13,010円	12,430円	12,810円	11,880円	9,690円	18,200円	16,500円	15,660円	15,240円	12,880円
料	17日まで	+ 0	18,290円	16,820円	15,340円	13,810円	13,220円	13,660円	12,720円	10,320円	19,270円	17,520円	16,680円	16,260円	13,720円
	19日まで	٥	19,760円	18,190円	16,610円	14,970円	14,340円	14,810円	13,840円	11,180円	20,970円	19,110円	18,210円	17,760円	14,970円
	21日まで		21,030円	19,410円	17,780円	16,070円	15,420円	15,900円	14,900円	12,030円	22,580円	20,640円	19,700円	19,230円	16,210円
	23日まで		22,510円	20,760円	19,010円	17,170円	16,470円	17,010円	15,950円	12,850円	23,760円	21,680円	20,680円	20,180円	17,020円
	25日まで		23,910円	22,070円	20,210円	18,250円	17,510円	18,090円	16,980円	13,650円	24,970円	22,760円	21,700円	21,170円	17,800円
	27日まで		25,440円	23,490円	21,540円	19,460円	18,680円	19,300円	18,150円	14,560円	25,900円	23,560円	22,440円	21,880円	18,370円
	29日まで		26,820円	24,780円	22,720円	20,530円	19,710円	20,360円	19,170円	15,350円	26,930円	24,480円	23,300円	22,710円	19,040円
	31日まで		28,420円	26,280円	24,120円	21,820円	20,960円	21,680円	20,450円	16,350円	28,100円	25,530円	24,310円	23,700円	19,850円

ご契約者と被保険者(保険の対象となる方)が異なるご契約で、申込みに際して被保険者の方の<mark>ご署名をいただけない</mark>ご契約はこちらからお選びください。 (旅行目的が「留学」または「ワーキング・ホリデー」の場合)

- *1 始期日における被保険者(保険の対象となる方)の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合 となる後遺障害に限定されます(「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。)。
- *2「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。
- *3 保険期間が3か月までのタイプ契約でご契約され、保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちいただいているお客様が対 象になります。



- 各保険金額とも引受けの限度額がございます。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、被保険者の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。特に被保険者が保険始期日時点で満15歳未満の場合や、ご契約内容に対する被保険者の同意がない場合にはご注意ください。
- 場合にはご注意ください。

 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事されたり、スカイダイビング等の運動をされる場合、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、裏表紙「ご契約に関するご注意」の②をご確認いただき、その旨お申し出ください。



保険期間 32 日以上

ホテル・ユースホステル

※本タイプは、滞在先がアパート(借家)・寮・ホームステイの場合にもご加入いただけますが、その場合には滞在中の居住施設内で発生した携行品の事故および、戸室全体を貸借しているアパート等に対する賠償責任は補償の対象外となります。

大学学校 15歳未満 N4	した携行品の事故および、戸室全体を貸借しているアパート等に対									
L3 L2 N4 N3 M2	+T// /			69歳以下						
(場) 書 死 亡 5,000万円 3,000万円 1,000万円 20万円 1,000万円 1億円 1億円 1億円 1億円 1億円 1億円 1億円 1億円 1億円 1億		契約タイプ			オススメ 15歳未満					
(場)				L3	L2		N4	N3	M2	
接触機能性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性	/	傷害死	亡	5,000万円	3,000万円		1,000万円	_	1,000万円	
無制限 無制限 無制限 1,000万円 1,000万円 1,000万円 1,000万円 1,000万円 1,000万円 1,000万円 1,000万円 1億円 1億円 1億円 1億円 1億円 1億円 1億円 1億円 10万円 10万円 10万円 10万円 10万円 10万円 10万円 10万	保险	傷害後遺障	害	5,000万円	3,000万円		3,000万円	3,000万円	1,000万円	
1億円 10万円 2万円 20,410円 20,100円 18,620円 15,420円 20,100円 18,620円 19,100円 20,800円 20,100円 20,800円 20,100円 18,620円 15,420円 20,100円 18,620円 15,420円 20,100円 18,620円 20,100円 18,620円 19,100円 20,100円 20,100円 18,620円 15,420円 20,100円 18,620円 15,420円 20,100円 18,620円 15,420円 20,100円 18,620円 15,420円 20,100円 18,620円 19,100円 20,800円 20,800円 20,800円 20,800円 48,830円 45,430円 31,980円 20,300円 48,830円 45,430円 31,980円 20,300円 48,830円 45,430円 31,980円 20,300円 66,170円 61,300円 52,360円 100,680円 100,680円 100,680円 102,480円 94,710円 81,350円 120,420円 111,200円 95,660円 120,420円 111,200円 126,080円 177,230円 163,610円 141,000円 196,080円 181,000円 156,080円 196,080円 181,000円 196,080円 181,00	金	治療·救援費	用	無制限	無制限		無常	訓限	3,000万円	
所空機遅延 2万円	額	疾 病 死	亡	1,000万円	1,000万円		1,000万円	_	1,000万円	
所空機遅延 2万円	ご辺	賠 償 責	任	1億円	1億円		1億円	1億円	1億円	
所空機遅延 2万円	約	携行品損	害	30万円	20万円		20万円	20万円	10万円	
保験期間34日まで 22,750円 20,410円 19,150円 17,830円 14,630円 23,990円 21,480円 24,630円 22,870円 19,100円 18,620円 15,420円 24,630円 22,870円 19,100円 23,270円 2か月まで 40,090円 36,540円 3か月まで 56,210円 51,610円 48,830円 45,430円 38,500円 66,170円 61,300円 52,360円 7か月まで 5か月まで 5か月まで 5か月まで 5か月まで 5か月まで 5か月まで 5か月まで 17,990円 108,480円 102,480円 94,710円 81,350円 120,420円 111,200円 95,660円 10か月まで 10か月まで 10か月まで 10か月まで 10か月まで 10か月まで 11か月まで 225,270円 207,460円 196,080円 181,000円 156,080円 196,080円 181,000円 196,080円 19,150円 19,	五額	航空機寄託手荷	寸物	10万円	10万円		10万円	10万円	10万円	
39日まで 46日まで 28,980円 26,210円 払 53日まで 2か月まで 3か月まで 56,210円 51,610円 4か月まで 5か月まで 6か月まで 7か月まで 8か月まで 7か月まで 9か月まで 10か月まで 10か月まで 10かりまで 10かりまで 11かりを		航空機遅	延	2万円	2万円		2万円	2万円	2万円	
46日まで 28,980円 26,210円 24,630円 22,870円 19,100円 34,740円 31,630円 29,810円 27,740円 23,270円 30か月まで 40,090円 36,540円 34,440円 31,980円 26,990円 4か月まで 56,210円 51,610円 76,260円 70,030円 66,170円 61,300円 52,360円 100,680円 92,800円 66か月まで 7か月まで 7か月まで 100,680円 92,800円 102,480円 94,710円 81,350円 100,510円 147,690円 120,420円 111,200円 95,660円 10か月まで 10か月まで 203,740円 187,550円 158,540円 146,400円 126,080円 11か月まで 225,270円 207,460円 196,080円 181,000円 156,080円		保険期間34日まで	느	22,750円	20,410円		19,150円	17,830円	14,630円	
53日まで 34,740円 31,630円 29,810円 27,740円 23,270円 3か月まで 40,090円 56,210円 51,610円 4か月まで 76,260円 70,030円 66,170円 61,300円 52,360円 100,680円 92,800円 87,880円 81,560円 69,730円 100,480円 127,500円 120,420円 111,200円 95,660円 120,420円 111,200円 95,660円 120,420円 11,200円 95,660円 120,420円 11,200円 95,660円 120,420円 11,200円 126,080円 177,230円 163,610円 141,000円 196,080円 181,000円 156,080円 196,080円 181,000円 156,080円 196,080円 181,000円 156,080円 196,080円 181,000円 156,080円 181,000円 196,080円 181,000円 156,080円 196,080円 181,000円 156,080円 196,080円 181,000円 156,080円 196,080円 181,000円 156,080円 181,000円 196,080円 181,000		39日まで	ベル	23,990円	21,480円		20,100円	18,620円	15,420円	
3か月まで 56,210円 51,610円 48,830円 45,430円 38,500円 66,170円 61,300円 52,360円 70,030円 100,680円 92,800円 87,880円 81,560円 69,730円 102,480円 94,710円 81,350円 120,420円 111,200円 95,660円 139,550円 128,880円 110,950円 139,550円 128,880円 110,950円 158,540円 146,400円 126,080円 177,230円 163,610円 141,000円 177,230円 163,610円 141,000円 196,080円 181,000円 156,080円 196,080円 181,000円 156,080円 156,080円 177,080円 196,080円 181,000円 156,080円 177,080円 177		46日まで	虘	28,980円	26,210円		24,630円	22,870円	19,100円	
3か月まで 56,210円 51,610円 48,830円 45,430円 38,500円 66,170円 61,300円 52,360円 70,030円 100,680円 92,800円 87,880円 81,560円 69,730円 102,480円 94,710円 81,350円 120,420円 111,200円 95,660円 139,550円 128,880円 110,950円 139,550円 128,880円 110,950円 158,540円 146,400円 126,080円 177,230円 163,610円 141,000円 177,230円 163,610円 141,000円 196,080円 181,000円 156,080円 196,080円 181,000円 156,080円 156,080円 177,080円 196,080円 181,000円 156,080円 177,080円 177	払		乭	34,740円	31,630円		29,810円		_	
100,680円 92,800円 100,680円 92,800円 100,680円 117,990円 108,480円 127,500円 120,420円 111,200円 95,660円 138,670円 127,500円 120,420円 111,200円 95,660円 139,550円 128,880円 110,950円 158,540円 146,400円 126,080円 11か月まで 11か月まで 203,740円 187,550円 177,230円 163,610円 141,000円 196,080円 181,000円 156,080円 196,080円 181,000円 156,080円 196,080円 181,000円 156,080円 181,000円 156,080円 181,000円 156,080円 181,000円 186,080円 181,000円 181,	N N		位				34,440円	31,980円		
100,680円 92,800円 100,680円 92,800円 100,680円 117,990円 108,480円 127,500円 120,420円 111,200円 95,660円 138,670円 127,500円 120,420円 111,200円 95,660円 139,550円 128,880円 110,950円 158,540円 146,400円 126,080円 11か月まで 11か月まで 203,740円 187,550円 177,230円 163,610円 141,000円 196,080円 181,000円 156,080円 196,080円 181,000円 156,080円 196,080円 181,000円 156,080円 181,000円 156,080円 181,000円 156,080円 181,000円 186,080円 181,000円 181,	岩		*3					-		
10か月まで 203,740円 187,550円 177,230円 163,610円 141,000円 11か月まで 225,270円 207,460円 196,080円 181,000円 156,080円	Ľ١			76,260円			66,170円			
10か月まで 203,740円 187,550円 177,230円 163,610円 141,000円 11か月まで 225,270円 207,460円 196,080円 181,000円 156,080円	た	5か月まで	贘	100,680円	92,800円		87,880円	81,560円	69,730円	
10か月まで 203,740円 187,550円 177,230円 163,610円 141,000円 11か月まで 225,270円 207,460円 196,080円 181,000円 156,080円	に	6か月まで	鲎		108,480円		102,480円	94,710円	81,350円	
10か月まで 203,740円 187,550円 177,230円 163,610円 141,000円 11か月まで 225,270円 207,460円 196,080円 181,000円 156,080円	保		由		127,500円					
10か月まで 203,740円 187,550円 177,230円 163,610円 141,000円 11か月まで 225,270円 207,460円 196,080円 181,000円 156,080円	険	8か月まで	提	160,510円	147,690円			-	110,950円	
11か月まで 225,270円 207,460円 196,080円 181,000円 156,080円	料		特	182,260円			158,540円	146,400円	126,080円	
			約力					-		
1年まで 246,920円 227,420円 214,960円 198,420円 171,130円		11か月まで		225,270円	207,460円		196,080円	181,000円	156,080円	
		1年まで	 	246,920円	227,420円		214,960円	198,420円	171,130円	

ご契約者と被保険者(保険の対象となる方)が異なるご契約で、申込みに際して被保険者の方のご署名をいただけないご契約はこちらからお選びください。(旅行目的が「留学」または「ワーキング・ホリデー」の場合)

*3 保険期間が3か月までのタイプ契約でご契約され、保険証券、保険契約証 または被保険者証のいずれかをお持ちいただいているお客様が対象になり ます。

【海外渡航期間が3か月超のお客様向けオプション】

緊急一時帰国費用・保険料表

术心	Y hall	四月几	不大打工工	<	
ご契約タイプ		アジア地域	北米・中米・南米 オセアニア 中近東地域	欧州 アフリカ地域	
			Х	Y	Z
保	食金額(ご	契約金額)	40万円	70万円	100万円
払い	込みいたた	ざく保険料	ご本人のみ	ご本人のみ	ご本人のみ
	保険期間 4	4か月まで	5,240円	9,170円	13,090円
	Ę	5か月まで	6,070円	10,620円	15,180円
	(3か月まで	6,900円	12,080円	17,260円
	-	7か月まで	7,740円	13,540円	19,340円
	8	3か月まで	8,570円	15,000円	21,430円
	9	9か月まで	9,400円	16,460円	23,510円
	10	Dか月まで	10,240円	17,920円	25,590円
	1	1か月まで	11,070円	19,370円	27,680円
		1年まで	11,900円	20,830円	29,760円

一時帰国中担保特約について

3か月超の保険期間でご契約のお客様には「一時帰国中担保特約」が割増保険料なしで自動的にセットされます。

ただし、以下のご契約を除きます。

・数次海外旅行者に関する特約をセットしているご契約

[「緊急一時帰国費用」についてのご注意]

- ①海外渡航期間(最初の出国手続き完了時から海外旅行の目的を終え最終 目的国の入国手続きを完了した時まで)が3か月超の場合に限りセットすることが可能です。
- ②緊急一時帰国費用保険金の支払対象となる費用について、勤務先の慶弔規程等により給付を受けることができる場合は、代理店または弊社へご照会ください。場合によってはセットできないことがありますので、あらかじめご了承ください。また、ご契約後、緊急一時帰国費用保険金の支払対象となる費用について、給付を受けることができる慶弔規程等の制度が勤務先等で制定される場合はあらかじめ、制定されていることをお知りになった場合は遅滞なくご契約の代理店または弊社へご連絡ください。





契約金額と保険料/お申込にあたっての注意

ご契約金額と保険料は123からお選びください。

組み合わせ例

オススメパターン (保険期間1年の場合)

1 基本補償 + 2 留学生賠償責任 + 3 留学生生活用動産

208,150円

+ 2,940円 + 39,380円 = 250,470円

アパート(借家)・寮・ホームスティ

申込みに際して被保険者の方のご<mark>署名をいただけない</mark>ご契約はこちらからお選びください。(旅行目的が「留学」または「ワーキング・ホリデー」の場合)

①其木	補償					
	THE IP 4	Y	69 歳以下			
契約タイプ		S3	S2 \$7.7.5	T2		
3/1	傷 害 死 亡	5,000万円	3,000万円	1,000万円		
契除	傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	1,000万円		
(ご契約金額)	治療・救援費用	無制限	無制限	3,000万円		
額智	疾 病 死 亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円		
	保険期間 32日から 34日まで	17,080円	15,320円	11,290円		
	39日まで ル	18,260円	16,340円	12,030円		
	46日まで	23,180円	21,000円	15,660円		
払	53日まで	28,870円	26,350円	19,780円		
<u>ij</u>	2か月まで	33,890円	30,970円	23,300円		
い込み	3か月まで **;	49,080円	45,200円	34,260円		
かしい	4か月まで	67,570円	62,210円	47,180円		
tc	5か月まで	90,450円	83,610円	63,650円		
だ	6か月まで	106,190円	97,870円	74,330円		
	7か月まで	125,270円	115,450円	87,690円		
1木	8か月まで	145,520円	134,220円	102,030円		
いただく保険料	9か月まで	165,600円	152,780円	116,170円		
	10か月まで	185,460円	171,120円	130,130円		
	11か月まで **	205,440円	189,640円	144,290円		
	1年まで	225,470円	208,150円	158,380円		
	2年*1	450,930円	416,290円	316,770円		

2留学生賠償責任・3留学生生活用動産

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○										
/ ₽₽	全个站 (云却(50~55)		②留学生賠償責任(免責金額 0 円)							
保険金額(ご契約金額)			1億円 322	~5,000万円	3,000万円	1,000万円				
	保険期間 32日から 34日まで	트	620円	540円	480円	400円				
	39日まで	ベル	680円	590円	520円	440円				
	46日まで	킬	740円	640円	570円	480円				
払	53日まで	クト	790円	690円	610円	520円				
しし	2か月まで	付き	850円	740円	660円	550円				
込み	3か月まで	*2	1,060円	920円	820円	690円				
めい	4か月まで		1,290円	1,130円	1,000円	840円				
た	5か月まで		1,500円	1,310円	1,160円	970円				
だ	6か月まで		1,710円	1,480円	1,320円	1,110円				
	7か月まで	時帰	1,910円	1,660円	1,480円	1,240円				
保険料	8か月まで	国	2,120円	1,840円	1,640円	1,380円				
火火	9か月まで	擅	2,320円	2,020円	1,800円	1,510円				
77	10か月まで	特	2,530円	2,200円	1,950円	1,640円				
	11か月まで	約	2,740円	2,380円	2,110円	1,780円				
	1年まで		2,940円	2,560円	2,270円	1,910円				
	2年*1		5,880円	5,120円	4,550円	3,820円				

100万円	80万円
9,830円	9,410円
10,770円	10,300円
11,700円	11,200円
12,640円	12,100円
13,580円	12,990円
16,850円	16,130円
20,600円	19,710円
23,880円	22,850円
27,150円	25,980円
30,430円	29,120円
33,710円	32,260円
36,990円	35,390円
40,260円	38,530円
43,540円	41,660円
46,820円	44,800円
93,640円	89,600円
<u> </u>	

^{*1} 保険期間が1年を超えて端日数がある場合の保険料はお問い合わせください。 *2 保険期間が3か月までのタイプ契約でご契約され、保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちいただいているお客様 が対象になります。



ご契約の際のご注意

- ●保険期間(保険のご契約期間)は、海外への留学またはワーキング・ホリデーの目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください(最長2年)。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者(保険の対象となる方)が居住している戸室内をいいます。また、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了
- ●保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より7月15日までの旅行」の保険期間は「46日まで」、「6月1日より7月31日までの旅行」の保険期間は「2か月まで」、「6月1日より8月1日までの旅行」の保険期間は「3か月まで」 となります。
- ●各保険金額とも引受けの限度額がございます。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、被保険者の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。特に被保険者が保険始期日時点で満15歳未満の場合や、ご契約内容に対する被保険者の同意がない場合にはご注意ください。



「治療・救援費用保険金額無制限タイプ」のご注意]

治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生涯補償するもので はありません。また、費用の種類によっては、下表の支払限度額(「無制限」を含みます。)とは別の限度額等が設けられているものもあります。本パ ンフレットP.11 ~ 12もあわせてご確認ください。

留学継続費用担保特約をご契約される場合

ご契約タイプ(保険金額)および保険期間に応じて以下の保険料が追加

で必要となります。旅行目的がワーキング・ホリデーの場合、「留学継続費用担保特約」をセッ トすることはできません。

	保険金額 (ご契約金額)	200万円	150万円	120万円
	保険期間 32日から 34日まで	180円	140円	110円
	39日まで	200円	150円	120円
	46日まで	220円	170円	130円
	53日まで	240円	180円	140円
お	2か月まで	260円	200円	160円
お支払い	3か月まで	320円	240円	190円
in the	4か月まで	380円	290円	230円
いただく保険料	5か月まで	440円	330円	260円
だく	6か月まで	520円	390円	310円
保	7か月まで	580円	440円	350円
料	8か月まで	640円	480円	380円
	9か月まで	700円	530円	420円
	10か月まで	760円	570円	460円
	11か月まで	820円	620円	490円
	1年まで	880円	660円	530円
	2年*1	3,520円	2,640円	2,110円

「海外渡航期間が3か月超のお客様向けオプション

聚刍__咭凬用费田, 促除料事

光元		甲国貝用	· 1木/火件子	₹	
契約タイプ		アジア地域	北米・中米・南米 オセアニア 中近東地域	欧州 アフリカ地域	
			X	Y	Z
保	食金額(ご契約金額)	40万円	70万円	100万円
払い	込みいた	だく保険料	ご本人のみ	ご本人のみ	ご本人のみ
	保険期間	4か月まで	5,240円	9,170円	13,090円
		5か月まで	6,070円	10,620円	15,180円
		6か月まで	6,900円	12,080円	17,260円
		7か月まで	7,740円	13,540円	19,340円
		8か月まで	8,570円	15,000円	21,430円
		9か月まで	9,400円	16,460円	23,510円
		10か月まで	10,240円	17,920円	25,590円
		11か月まで	11,070円	19,370円	27,680円
		1年まで	11,900円	20,830円	29,760円

③留学生生活用動産(免責金額 O 円)

70万円	60万円	50万円	40万円
8,970円	8,270円	7,330円	6,280円
9,830円	9,060円	8,030円	6,880円
10,680円	9,850円	8,720円	7,480円
11,540円	10,630円	9,420円	8,080円
12,390円	11,420円	10,120円	8,680円
15,390円	14,180円	12,560円	10,770円
18,800円	17,330円	15,350円	13,170円
21,790円	20,080円	17,790円	15,260円
24,790円	22,840円	20,240円	17,360円
27,780円	25,600円	22,680円	19,450円
30,770円	28,360円	25,120円	21,550円
33,760円	31,110円	27,560円	23,640円
36,750円	33,870円	30,000円	25,740円
39,740円	36,620円	32,440円	27,830円
42,740円	39,380円	34,890円	29,930円
85,460円	78,760円	69,770円	59,850円

一時帰国中担保特約について

3か月超の保険期間でご契約のお客様には「一時帰国中担保特約」が割増 保険料なしで自動的にセットされます。

ただし、以下のご契約を除きます。

・数次海外旅行者に関する特約をセットしているご契約

「「緊急一時帰国費用」についてのご注意)

- ①海外渡航期間(最初の出国手続き完了時から海外旅行の目的を終え最終 目的国の入国手続きを完了した時まで)が3か月超の場合に限りセットするこ とが可能です。
- ②緊急一時帰国費用保険金の支払対象となる費用について、勤務先の慶弔 規程等により給付を受けることができる場合は、代理店または弊社へご照会 ください。場合によってはセットできないことがありますので、あらかじめご了承く ださい。また、ご契約後、緊急一時帰国費用保険金の支払対象となる費用 について、給付を受けることができる慶弔規程等の制度が勤務先等で制定 される場合はあらかじめ、制定されていることをお知りになった場合は遅滞なく ご契約の代理店または弊社へご連絡ください。

「契約者についてのご注意」

留学生、ワーキング・ホリデー向けオプションのお申込みに際しては、ご契約者は 保険期間を通じて日本に在住される方としてください。(留学、ワーキング・ホリ デーで海外に滞在する方はご契約者にはなれません。)。

○=セットされます ×=セットされません

お支払する	保険期間	保険期間 3	2 日以上	
保険金の種類	31 日 まで	ホテル・ ユースホステル	アパート (借家)・寮・ ホームステイ	補償の概要 (詳細は本パンフレットP.10~14をご確認ください)
傷害死亡保険金	0	0	0	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、 事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。
傷害後遺障害保険金	0	0	0	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、 事故発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合。
治療・救援費用保険金	0	0	0	海外旅行中にケガや病気で医師の治療を受けられた場合や、3 日以上続けて入院されて家族に駆けつけてもらうことになっ た場合。
疾病に関する応急治療・ 救援費用担保特約に係る 治療・救援費用保険金	0	×	×	海外旅行開始前に発病し、医師の治療を受けたことがある病気が原因で、海外旅行中に症状の急激な悪化により医師の治療を受けたり、3日以上続けて入院されて家族に駆けつけてもらうことになった場合。
疾病死亡保険金	0	0	0	海外旅行中に病気で死亡された場合。(海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け30日以内に死亡された場合を含む)
賠償責任保険金	0	0	×	海外旅行中に他人にけがをさせたり、他人の物に損害を与えて法律上の賠償責任を負った場合など。
携行品損害保険金	0	0	×	携行品の盗難、破損等により損害を受けた場合の補償。
<オプション> 留学生賠償責任保険金	×	×	0	海外旅行中に他人にけがをさせたり、他人の物に損害を与えて法律上の賠償責任を負った場合などに加えて、アパートなどの居住施設の所有・使用・管理に起因する事故で損害賠償責任を負った場合。
<オプション> 留学生生活用動産 損害保険金	×	×	0	携行品の盗難、破損等により損害を受けた場合の補償に加えて、アパートなどの居住施設内に保管中の物の盗難、破損等により損害を受けた場合。
<オプション> 留学継続費用保険金 (留学生の場合のみ)	×	×	0	留学生の扶養者が事故により死亡されたり、重度後遺障害と なった場合、その状態となった時から予定留学終了時までの 年数に留学継続費用保険金額を乗じた額を補償。
偶然事故対応費用保険金	0	×	×	予期せぬ偶然な事故(※)により被保険者が次の費用を負担した場合。 a.交通費、b.宿泊施設の客室料、c.国際電話料等通信費、d.渡航手続費、e.渡航先での各種サービス取消料等、f.食事代、g.身の回り品購入費 (※)公的機関、交通機関、宿泊期間、医療機関、旅行会社によって、事故の発生が証明されるものに限ります。
航空機寄託手荷物保険金	×	0	×	航空機への搭乗時に被保険者が航空会社に運搬を寄託した手荷物が、目的地到着後6時間以内に運搬されなかったために、 到着してから96時間以内に衣類、生活必需品等の購入費の負担を余儀なくされた場合。
航空機遅延保険金	×	0	×	出発地から搭乗する予定だった航空機の6時間以上の出発遅延、欠航などにより6時間以内に代替機を利用できなかった場合など。
<オプション> 緊急一時帰国費用保険金 (保険期間3か月超にセット可能です。)	×	0	0	海外旅行中に被保険者の配偶者もしくは2親等以内の親族の 死亡・危篤等により一時帰国した場合に、往復の交通費、宿 泊費等を補償。



携行品損害保険金 と 留学生生活用動産保険金 の比較(概要)

(詳細は本パンフレットP.10~12をご確認ください)

○=補償されます ×=補償されません

**************************************	保険期間 3	2 日以上	Z. \(\frac{1}{2}\)
事故状況	携行品損害保険金	留学生生活用動産 保険金	ご注意
携行中 市内観光からホテルに戻る路上で引ったくりに遭い、鞄を奪われた。	0	0	●携行品1個、1組または1対あたりの補償限度額は10万円となります。(乗車券等は合計5万円限度、旅券は1事故につき5万円限度)
ホテル等の宿泊施設に保管中 ホテルに帰宅するとカメラが盗まれて いた。	0	0	●携行品損害保険金は、保険期間を 通じて携行品損害保険金額が限度 となります。
アパート等の居住施設に保管中アパート(借家)に帰宅するとカメラが盗まれていた。	×	0	●留学生生活用動産保険金は、同一 保険年度内の事故に対して留学生 生活用動産損害保険金額を限度と します。

賠償責任保険金 と 留学生賠償責任保険金 の比較(概要)

(詳細は本パンフレットP.10~12をご確認ください)

○=補償されます ×=補償されません

##### P.N.D.	保険期間 3	2 日以上	
事故状況	賠償責任保険金	留学生賠償責任 保険金	ご注意
歩行中 歩行中、他人とぶつかってケガをさせ てしまい治療費について損害賠償を請求された。	0	0	
ホテル等の宿泊施設に滞在中 ホテルの部屋を水浸しにしてしまった。	0	0	●留学生賠償責任保険金では、居住施設の損害のうち、次の損害については、火災、爆発、破裂および漏水、放水またはあふれ水による
アパート等の居住施設に滞在中(※) アパート (借家) の部屋を水浸しにしてしまった。	×	0	水濡れにより与えた損害のみお支 払いの対象となります。 ・建物またはマンションの戸 室全体を賃借している場合
ホテル等の宿泊施設に滞在中 ホテルの部屋のガラスを誤って割って しまい、損害賠償責任を負ってしまっ た。	0	0	の部屋(部屋内の動産を含みます。)の損害 ・部屋以外の損害
アパート等の居住施設に滞在中(※) アパート (借家) の部屋のガラスを誤って割ってしまい、損害賠償責任を負ってしまった。	×	×	

海外旅行中の「困った」を解決する

東京海上日動海外総合サポートデスク

海外からのお客様のお電話を日本(東京)で受付けいたします。

日本語で対応
*2

24時間 年中無休

- ※各種サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。
- ※戦争等の理由により安全性が確保できない地域においてはサービスをご提供できない場合があります。
- ※お客様へのサービスの提供が困難な状況と判断した場合、サービスの提供をお断りする場合があります。また、既にサービスの提供を開始している場合であっても中断、 停止することがあります。
- ※サービス内容は予告なく変更される場合があります。
- *2 海外におけるサービスは、現地の各種提携会社を通じてご提供させていただきます。医師または看護師等は原則として、日本語を話すことができませんのであらかじめご 了承ください。

①トラベルプロテクト

保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちのお客様で、 かつ保険期間が3か月までのタイプ契約でご契約のお客様



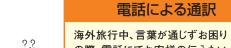
緊急時の現金の手配

海外旅行中に現金盗難等で急に現金類が 不足した場合に、現金をご用立てします。 金利・手数料無料 ご用立ての金額は US1,000ドルまで

※ご用立てした金額は、後日お客様のクレジットカードからの引き落としとなります。なお、お客様がお持ちのクレジットカードの種類によっては、サービス提供ができない場合があります。

※本サービスのご利用は、お客様の旅行期間を通じて 1回のみとなります。

受け渡し場所は世界32万か所



海外旅行中、言葉が通じずお困り の際、電話にてお客様の伝えたい 内容を現地の方にお伝えします。 手数料無料

43か国語に対応(2015年3月現在) ※ご希望される言語により、四者通 話にてサービス提供させていただく ことがあります。

その他にも多彩なサービスメニューをご用意しています。
 手数料無料**3

クレジットカードを紛失・ 盗難された場合のサポート

ホテル・航空券に関するサポート

旅行関連の安全情報の提供

パスポートを紛失・ 盗難された場合のサポート 日本語FAXニュースの配信

※ご利用に際しては、滞在先のホテルによって FAX受信手数料がかかる場合があります。

*3 予約・手配等にかかわる手数料は無料ですが、送迎代、航空運賃、宿泊施設客室料等の実費はお客様のご負担となります。

②緊急医療相談サービス

緊急医療相談

海外での急病やケガへの対処の方法等、提携会社(東京海上日動メディカルサービス)に常 駐している看護師または救急医が24時間365日体制で電話によりアドバイスいたします。

※本サービスは電話によっていただいた情報をもとに一般的なアドバイスをさせていただくものであり、医療行為はご提供しません。
※ご出国前、ご帰国後等、日本国内からのご利用はできません。



③ケガ・病気の際のアシスタンスサービス

対象

保険証券、保険契約証または被保険 者証のいずれかをお持ちのお客様

自己負担することなく治療が受けられる

キャッシュレス・メディカル・サービス

病院の窓口で受診料をお支払いいただかずに受診ができるサービスです。

(注)治療費用について保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。また、海外旅行前にかかっていた病気の症状が急激に悪化したことにより受診をされる場合は、キャッシュレス・メディカル・サービスのご利用にあたっては、病院へ行かれる前に東京海上日動海外総合サポートデスクにご相談ください。なお、この場合にはお客様ご自身で受診料を病院へお支払いいただく場合や、保険金のお支払いにあたり医療確認の同意書のご提出をお願いすることがあります。

重大な病気やケガの際の

緊急アシスタンス

重大な病気やケガの場合の病院の手配、お客様の移送の手配等についても、東京海上日動海外総合サポートデスクが責任をもって、きめ細かいサービスを提供いたします。

(注) ご契約の海外旅行保険で保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。



*1 「主たる旅行先」が日本となるご契約の場合は、一部のサービスをご利用いただけません。



◆補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

留学生向け「海外旅行中」とは

保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ被保険者(保険の対象となる方)が海外への留学または ワーキング・ホリデーの目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。

ご注意
留学生賠償責任保険金、留学生生活用動産損害保険金、留学継続費用保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて 円貨でお支払いします。ご契約者を通じて、日本にて保険金請求の手続きをお願いします。

ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、 その影響がなかったときに相当する金額を支払います。



保除金の種類

留学生

賠償責任

保険金

留学生

生活用動産

損害保険金

保険金をお支払いする主な場合

保険金をお支払いしない主な場合

お支払いする場合

海外旅行中に日常生活に起因する事故、または住 宅*1の所有、使用または管理に起因する事故で他 人にケガをさせたり、他人の物*2に損害を与え、法律 上の損害賠償責任を負った場合

*1 住宅とは?

被保険者(保険の対象となる方)の留学または旅行 のための宿泊施設もしくは居住施設をいいます。

- *2 レンタル会社よりご契約者または被保険者(保険の対象 となる方)が直接借用した旅行用品·生活用品、宿泊施設 の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセイ フティボックスおよび客室のキーを含みます。)、居住施設 (部屋内の動産を含みます。)に与えた損害*3を含みます。
- *3 居住施設の損害のうち、次の損害については、火災、 爆発、破裂および漏水、放水またはあふれ水による水 濡れにより与えた損害のみお支払いの対象となります。

建物またはマンションの戸室全体を賃借している 場合の部屋(部屋内の動産を含みます。)の損害 部屋以外の損害

お支払い額

損害賠償金の額

●1回の事故について、留学生賠償責任保 険金額が限度となります。

保険金のお支払い額

- ※ 損害賠償責任の全部または一部を承認 する場合は、あらかじめ弊社にご相談く ださい。
- ※ 損害の発生または拡大を防止するために 必要・有益な費用、弊社の同意を得て 支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対 しても保険金をお支払いできる場合があ ります。
- ※ 被保険者(保険の対象となる方)が責任 無能力者の場合で、その責任無能力者 の行為により親権者等が法律上の損害 賠償責任を負った場合もお支払いの対 象となります。

たとえば、

- ①戦争、内乱等*4
- ②放射線照射、放射能汚染
- ③ご契約者または被保険者(保険の 対象となる方)の故意
- ④職務遂行またはアルバイト業務に関 する賠償責任(仕事上の賠償責任)
- ⑤航空機、船舶*5、車両*6、銃器 (空気銃を除きます。) の所有・使 用・管理に起因する賠償責任
- ⑥受託品に関する賠償責任(*2で 含める物はお支払いの対象になり ます。)
- ⑦親族に対する賠償責任
 - *4 戦争危険等免責に関する一部修 正特約がセットされているため、テロ 行為はお支払いの対象となります。
 - ヨット、水上オートバイは保険金お支 払いの対象となります。
- レンタカーを含みます。なお、自転 車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー 目的で使用中のスノーモービル等は 保険金お支払いの対象となります。

お支払いする場合

海外旅行中に生活用動産*7が盗難・破損・火災等 の偶然な事故にあって損害を受けた場合

*7 生活用動産とは?

被保険者(保険の対象となる方)が所有または海外 旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借 りた携行品(カメラ、カバン、衣類等)または被保険 者の宿泊・居住施設に保管中の物をいいます。 ただし、現金・小切手・クレジットカード・定期券・義 歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・帳簿等の

書類・データ、ソフトウエア等の無体物・サーフィン等 の運動を行うための用具等・および別送品は含みま せん。

お支払い額

携行品または宿泊・居住施設保管中の物 1個、1組または1対あたり10万円を限度と した損害額*8

- ●乗車船券、航空券等については合計5 万円を限度とします。
- ①旅券については1回の保険事故につい て5万円を限度とします。
- 即同一保険年度内の事故に対して、留学生 生活用動産損害保険金額を限度とします。 *8 捐害額とは?

修理費または時価額のいずれか低い方をい い、自動車等の運転免許証については再発 給手数料、旅券については再取得費用(現 地にて負担した場合に限ります。交通費、宿 泊費を含みます。)、乗車船券、航空券等に ついてはその乗車船券、航空券等の経路お よび等級の範囲内で被保険者(保険の対象 となる方)が支出した費用等をいいます。

- ※ 損害の発生または拡大を防止するために 必要・有益な費用等に対しても保険金を お支払いできる場合があります。
- ※ スーツケース修理サービスをご利用いただくこと で保険金のお支払いにかえることができる場合 があります。サービスの詳細内容については 「海外旅行保険パンフレット」をご確認ください。

上記①②に加え、たとえば、

- ご契約者、被保険者(保険の対象 となる方)、保険金受取人の故意ま たは重大な過失
- ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用し ての運転中に生じた事故による損害
- 携行品の置き忘れまたは紛失*9
- 保険の対象となる物が通常有する 性質や性能の欠如または自然の消 耗、さび、変色、虫食い
- ・単なる外観の損傷で機能に支障を きたさない損害
- ・差し押え、破壊等の公権力の行使 (火災消防・避難処置、空港等 の安全確認検査での錠の破壊は お支払いの対象となります。)
- ガラス器具、陶磁器、美術・骨 董品の損壊*10
- 温度変化・湿度変化によって生じ た損害、管球類に生じた損害、液 体の流出*10
- *9 置き忘れまたは紛失後の盗難を含 みます。
- *10 火災、落雷、爆発や台風、豪雨等 の風水災または盗難等による損害 はお支払いの対象となります。

お支払いする場合

海外の学校*11に在籍中に、保険期間中の急激か つ偶然な外来の事故によるケガがもとで、事故の日か らその日を含めて180日以内に被保険者(保険の対象 となる方)の扶養者*12が、死亡された場合(事故によ りただちに死亡された場合を含みます。)、または、事故 の日からその日を含めて180日以内に被保険者の扶 養者*12の身体に重度後遺障害が生じた場合

*11 学校とは?

一定の教育目的の下に、一定の場所において、組 織的、計画的かつ継続的に留学生に対して学術、 技能の教育を行う施設をいいます。

お支払い額

扶養者*12が左記の状態となった時から 予定留学終了時までの年数*13に留学 継続費用保険金額を乗じた額

*12 扶養者とは?

被保険者(保険の対象となる方)の親族 のうち被保険者の留学費用を主として負 担している方をいいます。

*13 1年に満たない場合または1年未 満の端日数が生じた場合は、1年を 365日として計算した割合により保 険金の額を決定します。

上記①②に加え、たとえば、

- ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)または扶養者*12の 故意または重大な過失
- 扶養者のけんかや自殺行為・犯罪 行為
- 扶養者*12の無免許・酒気帯び・麻 薬等を使用しての運転中に生じた事故
- 扶養者*12の脳疾患、疾病、心神 喪失や妊娠、出産、早産、流産
- 被保険者が海外の学校に在籍す る学生・生徒でない場合
- ・扶養者*12が被保険者を扶養して いない場合

留学 継続費用 保険金

10



・補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

保険期間 31 日まで

保険期間 31日超 共通の補償

保険金の種類

保険金をお支払いする主な場合

旅先で ケガをして



傷害死亡 保険金

保険金

お支払いする場合

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて 180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)

お支払いする場合 傷害後遺障害

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて 180日以内に身体に後遺障害が生じた場合

旅先で 病気やケガの 治療をして



治療·救援費用

■治療費用部分

お支払いする場合

- ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合
- ②海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けら れた場合*3
- ③海外旅行中に感染した特定の感染症*4により、旅行終了日からその日を含めて30日を経過する までに医師の治療を受けられた場合

保険金

■救援費用部分

お支払いする場合

①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて180日以内 であった場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。) ②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、3日以上*5続けて入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。) ③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合 ④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 ⑤乗っている航空機・船舶が遭難した場合、事故により生死ができていました。 確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合等

*5 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

● 治療費用部分・救援費用部分共通のご注意

お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa. b.の費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象となりません。 a.日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として被保険者(保険の対象となる方)が 診療機関に直接支払った費用

旅先で 病気を して



疾病死亡 保険金

お支払いする場合

- ①海外旅行中に病気で死亡された場合
- ②海外旅行開始後に発病した病気*3により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を 受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合
- ③海外旅行中に感染した特定の感染症*4により、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合

他人にケガ等を させて



賠償責任 保険金

お支払いする場合

海外旅行中に他人にケガをさせたり、他人の物*6に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負っ

*6 レンタル会社よりご契約者または被保険者(保険の対象となる方)が直接借用した旅行用品・ 生活用品、宿泊施設の客室・宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセイフティボックスお よび客室のキーを含みます。)、居住施設内の部屋・部屋内の動産(建物またはマンションの戸 室全体を賃借している場合を除きます。)を含みます。

持ち物が 損害を受けて



携行品損害 保険金

お支払いする場合

海外旅行中に携行品*9が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合

*9 携行品とは?

被保険者(保険の対象となる方)が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品をいいます。現金・小切手・クレジ・外カード・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・帳簿等の書類・データ、ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具等は含みません。また、仕事のためだけに使用するもの・居住施設内(一戸建住宅の場合はそ の敷地内・集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内)にある間および別送品は含まれません。

ご注意

保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および 損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

*3 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。



「海外旅行中 とは

保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ被保険者(保険の対象となる方)が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するま での旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。



ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、そ の影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金のお支払い額



保険金をお支払いしない主な場合



お支払い額

傷害死亡保険金額の全額を被保険者(保険の対象となる方)の法定相続人に支払います。 死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。

同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険 金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。



(後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金額の4%~ 100%*2

● 保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。

始期日における被保険者(保険の対象となる方)の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの 対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(「後遺 障害等級限定補償特約」が自動セットされます。)。ただし、包括契約に関する特約、企業等の包括契約に関する特約をセットしたご契約については、保険証券、保険契約証または被保険 者証に表示がある場合に、この特約がセットされます。

たとえば、

①ご契約者、被保険者(保険の対象となる方) の故意または重大な過失

②保険金受取人の故意または重大な過失

- ③戦争、内乱等*1
- ④放射線照射、放射能汚染
- ⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ
- ⑥けんかや自殺行為、犯罪行為
- ⑦脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ
- ⑧海外旅行開始前または終了後に発生したケガ
- *1 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、 テロ行為はお支払いの対象となります。

上記①~④、⑥に加え、たとえば

- ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故
- ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気の治療費用
- ・歯科疾病
- ・海外旅行開始前または終了後に発生したケガ
- 海外旅行開始前に発病した病気(疾病に関する応急治 療・救援費用担保特約がセットされているご契約では同特 約でお支払いの対象となる場合があります。)
- ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のない



お支払い額

下記の費用で実際に支払われた治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(下記の①~③、 ⑦については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて<u>180日以内に</u> 必要となった費用に限ります。) ※日本国外においてカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療で支出した費用は保険

金をお支払いできません。

①医師・病院に支払った診療・入院関係費用(医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用でき ない場合や医師の指示による宿泊施設客室料等を含みます。) ②治療に伴い必要になった通訳雇人費用、交通費 ③義手、義足の修理費(ケガの場合のみ) ④入院のため必要になった a.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費(1回のケガ、病気について、bについては5万円、aとb合計で20万円を限 度とします。) ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国する 宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。) ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、 ⑥保険金請求のた めに必要な医師の診断書費用 ⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用

お支払い額

ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の 費用で社会通念上妥当と認められる金額

①捜索救助費用 ②救援者の現地までの往復航空運賃等の交通費(救援者3名分まで) ③救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名分かつ救援者1名につき14日分まで) ④救援者の渡航手続費、現地での諸雑費(合計で20万円まで) ⑤現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担す とを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。) 費用(100万円まで)

b.海外において治療を受けた場合に、被保険者が診療機関に直接支払った費用

C.日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分

お支払い額

疾病死亡保険金額の全額を被保険者(保険の対象となる方)の法定相続人に支払います。死亡保 険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。

上記①~④、⑥に加え、たとえば、

- ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気
- ・歯科疾病

お支払い額

損害賠償金の額

- 1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。
- ※損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、あらかじめ弊社にご相談ください。 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費 用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。
- ※被保険者(保険の対象となる方)が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親 権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象になります。

上記③④に加え、たとえば、

- ご契約者または被保険者(保険の対象となる方)の故意
- ・職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任
- ・航空機、船舶*7、車両*8、銃器(空気銃を除きます。)の 所有・使用・管理に起因する賠償責任
- ・親族に対する賠償責任
- *7 ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。 *8 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レ ジャー目的で使用中のスノーモービル等はお支払いの対象となります。

お支払い額

(携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした)損害額*10 乗車券等は合計で5万円を限度とします。

- 旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。
- ① お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。 ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた 手荷物の不着による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円となる場合があります。
- ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる 場合があります。
- *10 損害額とは?

修理費または時価額のいずれか低い方をいい、自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用(現地にて負担した場合に限ります。交通費、宿泊費も含みます。)、乗車券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で被保険者(保険の対象となる方)が支出した費用等をいいます。

上記①~④に加え、たとえば、

- ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生 じた事故による損害
- ・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如ま たは自然の消耗、さび、変色、虫食い
- ・携行品の置き忘れまたは紛失*11
- ・山岳登はん、ハンググライダー搭乗等を行っている 間に生じたその運動用具の損害
- ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害
- ・差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等 の安全確認検査での錠の破壊はお支払いの対象となります。)
- *11 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

*4 特定の感染症とは?

コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブ ルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高 病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。





★補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

保険期間 31日まで のみの補償

保険金の種類

保険金をお支払いする主な場合

海外旅行開始前に 治療を受けたことが ある病気が 急激に悪化して





疾病に関する 応急治療・ 救援費用担保 特約に係る 治療·救援費用 保険金

■治療費用部分

お支払いする場合

海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産または流産に起因する病気および歯 科疾病は含みません。が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化*1により医師の治療を受けられた場合

-■救援費用部分

お支払いする場合

海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産または流産に起因 する病気および歯科疾病は含みません。)が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化*1により 3日以上*2続けて入院された場合

*2 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

● 治療費用部分・救援費用部分共通のご注意

*1 症状の急激な悪化とは?

海外旅行中に生じることについて被保険者(保険の対象となる方)があらかじめ予測できず、かつ、 社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

※対象となる費用、損害額の詳細については「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご確認ください。

偶然な事故にあって





偶然事故 対応費用 保険金

お支払いする場合

海外旅行中の予期せぬ偶然な事故*3により被保険者(保険の対象となる方)が

海外旅行中に下記a.~g.の費用の負担を余儀なくされた場合

e.渡航先での各種サービス取消料等

b.宿泊施設の客室料 f.食事代*4

c.国際電話料等通信費

g.身の回り品購入費*4

d.渡航手続費

*3 予期せぬ偶然な事故とは?

公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関、旅行会社(ツアーオペレーターを含みます。)によっ て、事故の発生が証明されるものに限ります。

*4 f.食事代およびg.身の回り品購入費については下表に掲げる費用が対象となります。

【○:対象/×:対象外】

費用の範囲	費用を負担した場所		
	出発地	乗継地	目的地
f. 食事代*5	0	0	×
g. 身の回り品購入費*6	×	×	0

保険期間 31日超 のみの補償

保険金の種類

保険金をお支払いする主な場合



航空機寄託 手荷物 保険金

お支払いする場合

航空機への搭乗時に被保険者(保険の対象となる方)が航空会社に運搬を寄託した手荷物が、そ の航空機が目的地に到着後6時間以内に運搬されなかったために、航空機が目的地に到着してから 96時間以内に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品の購入費の負担を余 儀なくされた場合

航空機が遅れて



航空機遅延 保険金

お支払いする場合

- ①出発地から搭乗する予定であった航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約 受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻 から6時間以内に代替機を利用できなかった場合
- ②搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、乗継地 への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できなかった場合

「海外渡航期間3ヶ月超のオプション」 旅先から一時的に



帰国費用

お支払いする場合

被保険者(保険の対象となる方)が海外渡航期間中(一時帰国している期間を除きます。)に、被保 険者の配偶者もしくは2親等以内の親族の死亡、危篤または搭乗航空機・船舶の遭難・行方不明に より、被保険者が一時帰国された場合

- 上記の原因が生じた日からその日を含めて10日を経過した日までに一時帰国され、かつ、帰国した 日からその日を含めて30日以内に再び海外の滞在地に戻られた場合に限ります。
 - 同一原因により複数回帰国された場合は、2回目以降の帰国費用はお支払いできません。ただし、 同一配偶者・親族の危篤により2回以上帰国された場合で、2回目の一時帰国よりその日を含めて 30日以内に死亡された場合の2回目の一時帰国については保険金お支払いの対象となります。
- ※家族緊急一時帰国費用追加担保特約をセットすることで、帯同する家族の緊急一時帰国も対象とすることができます。



「海外旅行中 とは

保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ被保険者(保険の対象となる方)が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するま での旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。

ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、そ の影響がなかったときに相当する金額を支払います。



保険金のお支払い額



保険金をお支払いしない主な場合



0-0

お支払い額

実際に支払われた治療費等のうち社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発 病に対して通常負担する費用に相当する金額



お支払い額

ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用 で社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額 たとえば

救援者の現地までの往復航空運賃等の交通費(救援者3名分まで)

救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名分かつ救援者1名につき14日分まで)

- 保険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分・救援費用部分合計で300万円限度 となります。ただし、治療・救援費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救援費用保険 金額を限度とします。
- 事外旅行中に医師の治療を開始した日からその日を含めて30日以内に必要となった費用に限り ます。また、住居(被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。)等に帰着 後にかかった費用はお支払いの対象となりません。

お支払い額

実際に支出した費用のうち社会通念上妥当と認められる金額または、同等の事故に対して通常負担する費用に相当する金額(払い戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額等を除きます。) お支払いする保険金は、保険期間を通じて左記a~f.の合計で偶然事故対応費用保険金額が限度となります(ただし、f.食事代については偶然事故対応費用保険金額の10%が保険期間中の限度となります。また。g.身の回り品購入費については、a.~f.とは別に偶然事故対応費用保険金額の2倍を保険期間中の限度とします。)。
※費用の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。



ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払 いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

- *5 以下の①または②のいずれかの事由により、代替機が利用可能となるまでの間に負担した費用に限ります。
 ① 搭乗する予定であった航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻から6時間以内に代替機を利用できなかったこと
 ② 搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、無機地のの利等地対から6年間以内に保持機を利用できなかった。た
 - 乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できなかったこと
- *6 航空機への搭乗時に被保険者(保険の対象となる方)が航空会社に運搬を寄託した手荷物が、その航空機が目的地に到着後6時間以内に運搬されなかった場合で、航空機が目的地に 到着してから96時間以内に負担した費用に限ります。

たとえば、

海外旅行終了後に治療を開始した場合

- 治療または症状の緩和を目的とする旅行中の場合
- 海外旅行開始前において、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定してい た場合(診察の予約または入院の手配等が行わ れていた場合を含みます。)
- 海外旅行中も支出することが予定されていた次の費用 たとえば
 - ・透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカ、人工肛門、 車椅子その他器具等の継続的な使用に関わる費用 ・インスリン注射その他薬剤の継続的な使用に関わる費用
- 温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用
- あん摩、マッサージ、指圧、鍼(はり)、灸(きゅう)、柔道整復、 カイロプラクティックまたは整体の費用
- 運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学 的療法の費用
- 臓器移植等およびそれと同様の手術等に関わる費用
- 眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整 に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を 目的とする処置に関わる費用
- 毛髪移植、美容上の形成手術等に関わる費用
- ・不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用

P.12に記載の①~④、⑥に加え、たとえば、

- ・ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)の法令違反
- 保険金受取人の法令違反
- ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた 事故による損害
- ・地震、噴火またはこれらによる津波
- ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
- ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気
- 歯科疾病
- ・運行時刻が定められていない交通機関 の遅延または欠航・運休
- ・山岳登はん、ハンググライダー搭乗、自 動車等の乗用具による競技・試運転、 航空機操縦等を行っている間に生じた ケガ



保険金のお支払い額

お支払い額

実際に支出した費用(負担することを予定していた金額等を除きます。)

🕕 1回の事故について10万円が限度となります。ただし、お支払いできるのは目的地に到着後、<u>96時間以内に目</u> 的地において負担した費用に限ります。手荷物の到着以降に支払った費用に対してはお支払いできません。

ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および 損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

お支払い額

被保険者(保険の対象となる方)が実際に支出した宿泊施設の客室料、食事代、交通費、国際電話料 等通信費、渡航先での各種サービス取消料等のうち社会通念上妥当と認められる金額

●1回の事故について2万円を限度とします。

頂航先での各種サービス取消料等を除き、左記①の場合は出発地(着陸地変更の場合はその着 <u>陸地)、左記②の場合は乗継地において負担した費用</u>に限ります。

ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故およ び損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

保険金をお支払いしない主な場合

P.12に記載の①~④に加え、たとえば、

- ・ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)の法令違反
- ・保険金受取人の法令違反
- ・地震、噴火またはこれらによる津波



お支払い額

ご契約者または被保険者(保険の対象となる方)が支出した下記の費用のうち社会通念上妥当と 認められる金額。

- ❶1回の帰国について緊急一時帰国費用保険金額が限度となります。
- ①往復の航空運賃等の交通費
- ②一時帰国行程、一時帰国地における宿泊施設の客室料(14日分まで)および諸雑費(国際電話 料等通信費、渡航手続費、一時帰国した地における交通費等)。ただし、1回の一時帰国につい て、合計して20万円を限度とします。
- ※ご契約者または被保険者が勤務先の慶弔規程等により給付を受けられる場合は、その額を差し引 いた額になります。
- P.12に記載の①、②に加え、たとえば、
- ・保険料領収前または海外渡航期間開始前に配偶者また は2親等以内の親族が入院された場合等、死亡·危篤の 原因となる病気等が発生していた場合
- ・死亡・危篤の原因となるケガもしくは病気または航空機・ 船舶の遭難・行方不明が発生した時以前に購入または 予約がなされた航空券等を利用して一時帰国された場合



ご契約に関するご注意

- ①帰国予定:帰国予定のない方や海外に永住される方を被保険者(保険の対象となる方)とする保険契約はお申込みいただけません。 そのため、保険契約締結ならびに保険金請求の際に、在住状況等をご申告いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ②旅行先でのお仕事・運動:次のような場合には、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。
 - ・旅行先で危険なお仕事(たとえば、プロボクシング・プロレスリング等)に従事される場合。
 - ・旅行先でピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合。
 - ・旅行先で航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)を操縦される場合(ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。)。
 - ・旅行先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合。
- ③補僧の重複について:
 - ・賠償責任危険担保特約等をご契約される場合で、被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約 *1 を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
 - ・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。*2
 - *1 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。
 - *2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。
- ④保険料領収証:保険料払込みの際は、弊社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。
- ⑤ 保険証券、保険契約証または被保険者証について:代理店または弊社にてご契約のお手続きをされたにもかかわらず、保険証券、保険契約証または被保険者証が旅行出発前に届かないときは、お手数ながらご契約の代理店または弊社へお問い合わせください。お問い合わせに際しましては、領収証番号・保険の種類・保険期間およびご契約の代理店名をご連絡願います。なお、保険証券、保険契約証または被保険者証をお渡しするまでにはお時間がかかる場合がありますので、お早めにお申込みいただきますようお願いいたします。
- ⑥契約者について: 20 歳未満の方はご契約者にはなれませんのでご注意ください。

【アパート(借家)・寮・ホームステイ(保険期間 32 日以上)の場合】

留学生の方、ワーキング・ホリデーで海外に滞在する方はご契約者にはなれません。(ご契約者≠留学生またはワーキング・ホリデーで海外に滞在される方)

ご契約者は保険期間を通じて日本に在住される方としてください。

- ⑦留学先、ワーキング・ホリデー先から保険加入を求められている場合について:留学、ワーキング・ホリデー先によっては、日本の保険会社で加入された海外旅行保険とは別に、現地の医療保険等への加入が義務付けられる場合があります。また、補償の範囲や補償の金額(保険金額)に一定の基準を設けていることがあり、弊社の海外旅行保険ではこの基準を満たさない場合がございます。お客様ご自身で基準をご確認いただいた上で、お申込みくださいますようお願い申し上げます。
- ⑧海外における契約内容変更手続きについて
 - 【延長】保険期間の延長は満期(終期日)前までに必ずお手続きください。海外滞在中に保険期間の延長等の契約内容変更が必要となった場合は、日本にいらっしゃるご家族、ご友人等に代理人となっていただき取扱代理店に延長の手続きをお申し出ください。

ただし、延長の保険金請求内容・告知内容により、ご契約の延長ができない場合がありますので、予めご了承ください。

※保険期間が2年を超える場合、延長の契約内容変更手続きはできません。

追加保険料=延長後の保険期間に対応する適用保険料-現存契約の保険期間に対応する適用保険料

【解約】保険期間中に予定を変更し早めにご帰国する場合は取扱代理店にご連絡ください。

⑨付保証明書について:保険証券、保険契約証または被保険者証とは別に付保証明書の発行を必要とされる場合には、代理店または弊社までお申し出ください。

このパンフレットは海外旅行保険の概要をご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。また、詳細は『海外旅行保険あんしんガイドブック』および『海外旅行保険普通保険約款および特約』をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または弊社までお問い合わせください。ご契約者と被保険者(保険の対象となる方)が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。なお、弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

<お問い合わせ先・取扱代理店>

<引受保険会社>

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050 http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/

